

(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

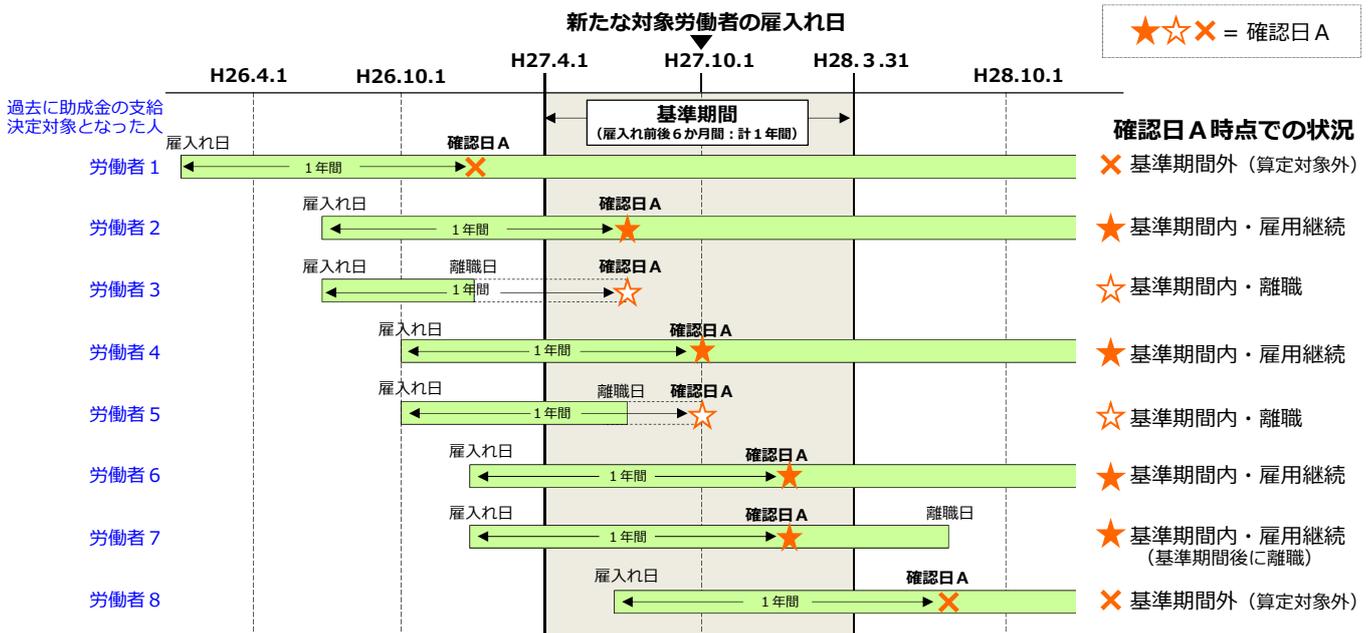
<要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※¹内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（=確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※²が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合(%) = (確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人) ÷ (確認日Aが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

- ① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）
- ② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合(%) : ② 2名 ÷ ① 6名 = 33.3%

<要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に助成対象期間※2の末日の翌日から起算して1年を経過する日(=確認日B)※3がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※4が50%を超えている場合

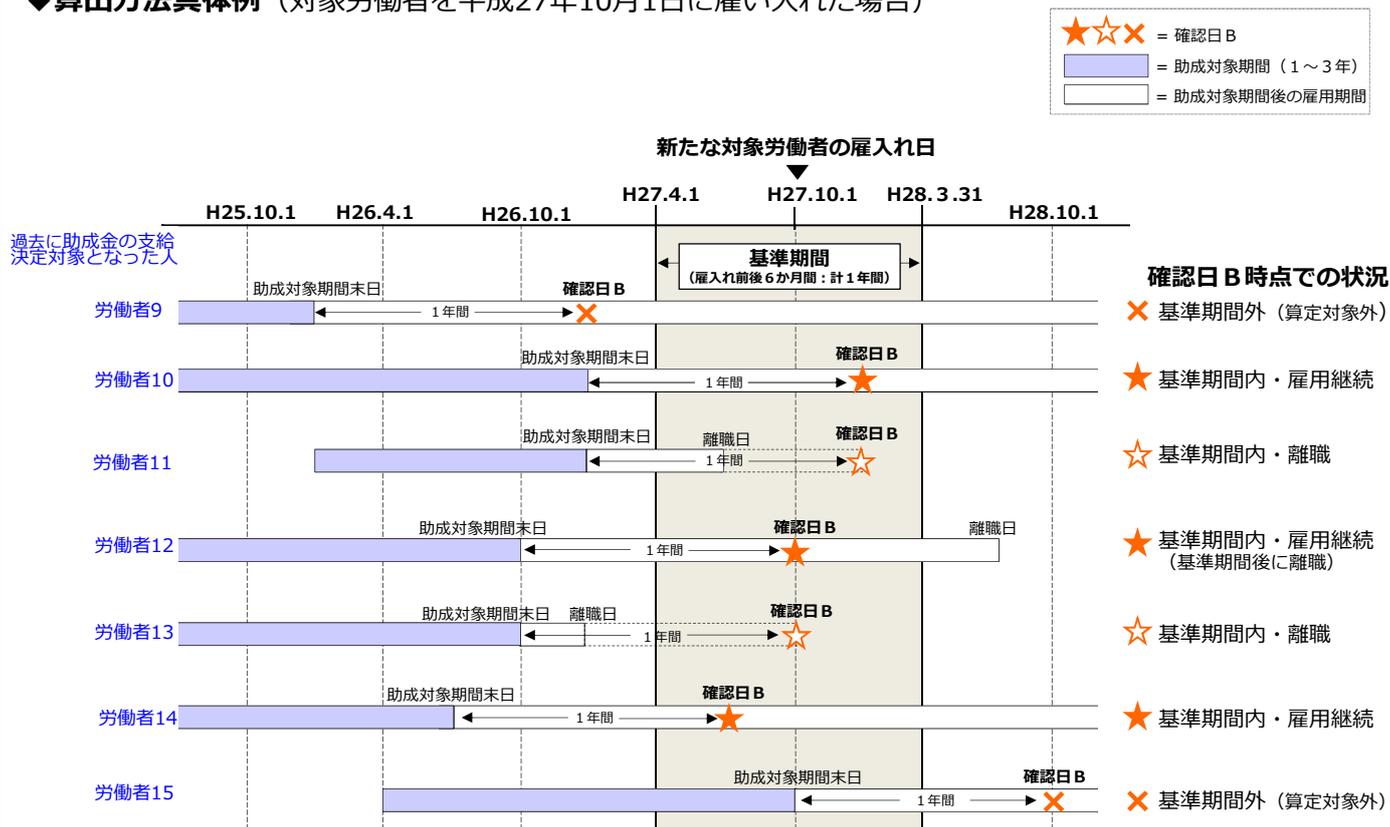
※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合(%) = (確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人) ÷ (確認日Bが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例 (対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合)



<離職割合の算出方法>

① 確認日Bが基準期間内 (H27.4.1からH28.3.31) にある人 (分母) : 5名 (労働者10~労働者14)

② 確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人 (分子) : 2名 (労働者11、労働者13)

※労働者9と労働者15は確認日Bが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合 (%) : ② 2名 ÷ ① 5名 = 40.0%

<注意事項>

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、「対象労働者の死亡」、「天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇」、「同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人」、「就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた人であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である人」などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局 (職業安定部) にお問い合わせください。

(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」 「被災者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

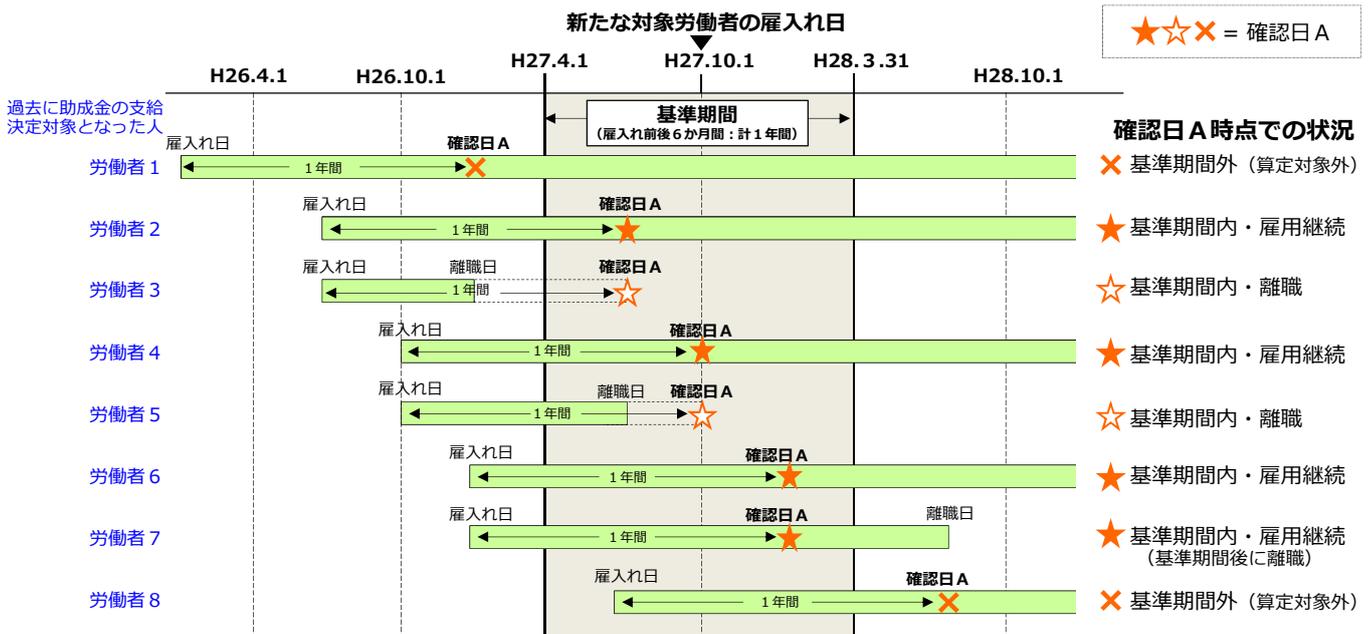
<要件> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（=確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）=（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

- ① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）
- ② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（%）：②2名 ÷ ①6名 = 33.3%

<注意事項>

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、「対象労働者の死亡」、「天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇」、「就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた人であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である人」などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求めますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

就労継続支援 A 型事業 を実施する事業主の方へ

平成29年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合に対する支給要件を変更します。

「特定求職者雇用開発助成金」（以下「本助成金」といいます。）は、平成29年5月1日から、下の2点について支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

1. 暫定支給決定の取扱い

▶ 変更点：「暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合」の本助成金の適用



暫定支給決定の有無に関わらず、本助成金の支給対象となる場合の条件

● 雇い入れ時点で「継続して雇用することが確実である」と認められること（※）

（※）具体的には、雇い入れられた当初に締結した雇用契約書等に、下の①②のいずれかが明示されている場合をいいます。

- ① 期間の定めのない雇用であること
- ② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか、本人による契約更新の意思表示があれば、更新されるものであること

- ▶ 変更の経緯 ○ 暫定支給決定期間があった場合、従来は、雇い入れ当初より「継続して雇用することが確実である」とは認められないとして、本助成金は支給対象外としてきたが、今般、事業主と労働者の実際の雇用契約の内容に応じて支給の可否を決定することとした。

2. 離職割合要件の取扱い

▶ 変更点：就労継続支援 A 型事業所に対して適用する「離職割合要件」



- ▶ 変更の経緯 ○ 本助成金は、障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、それらの方を雇い入れる事業主に対して賃金の一部を助成するもの。
- しかしながら、本助成金を受給した事業所の中には、労働者の職場定着に対する事業主による措置が十分でないなどのために対象労働者が助成金の支給中または支給終了後に離職してしまう場合が見受けられるため、平成27年10月から「過去に本助成金を活用して雇い入れた労働者の離職割合が50%を超える場合には不支給とする」離職割合要件を設けている。
- 就労継続支援 A 型事業所は、障害者の雇用を専門的に行う事業所であり、一般企業以上に障害者の職場定着について必要な措置をとることが期待されているが、この措置が不十分である事例が一部で確認されている。実際、本助成金の支給対象となった障害者の離職状況について調査したところ、通常の事業所より就労継続支援 A 型事業所の方が離職率が高い状況にあり、その是正を図ることが求められている。